

神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業

落札者決定基準（素案）

平成26年3月28日

神奈川県

— 目 次 —

第1 基本的な考え方.....	1
第2 審査方式（事業者選定方法）.....	1
第3 審査の枠組み.....	1
1 資格審査.....	1
2 事業提案審査.....	1
第4 審査の流れ.....	2
第5 審査項目.....	3
1 資格審査の項目.....	3
2 事業提案審査の項目.....	5
第6 定量化審査における得点化の方法.....	8
1 提案内容審査.....	8
2 サービス購入料に関する事項.....	9
第7 優秀提案の選定.....	9
第8 評価委員会の役割.....	9

第1 基本的な考え方

神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業（以下「本事業」）は、神奈川県(以下「県」)の二俣川地区県有地利活用計画に基づき、神奈川県立がんセンターの総合的整備と併せ、本施設運転免許試験場技能コース等の敷地に新がんセンター施設を移転整備した後、旧がんセンター敷地等に本施設を整備し、維持管理・運営を行うものである。

新たに整備する本施設は、運転免許試験場の総合整備及び維持管理運営等について民間事業者の技術力やノウハウ並びに民間資金を活用して、サービスの向上やライフサイクルコストの削減を図るとともに、施設を早期に整備することを目的として本事業を実施するものである。

そこで、本事業を実施するに当たり、事業者を選定するための審査においては、コスト削減を期待して価格の競争性を維持するとともに、定量化審査においては、次の事項等を重視し、事業者の創意工夫を評価する。

〈定量化における評価の視点〉

- ・今後の時代のニーズに即した、すべての利用者にとって「使いやすく」「わかりやすい」やさしい施設であること。
- ・明るく、清潔感・開放感のある施設であること。
- ・来場者数の変動にフレキシブルに対応できる施設であること
- ・地域環境に優しく、ライフサイクルコストの削減に考慮した施設であること。
- ・道路交通法改正に即した、適正かつ合理的な技能試験コースであること。
- ・適切なセキュリティーを確保した施設であること。
- ・震災対策等の安全・安心を考慮した施設であること。
- ・周辺の環境に配慮した施設整備であること。

第2 審査方式（事業者選定方法）

上記のように、本事業を実施する事業者の選定においては、価格面のみならず事業の安全性やマネジメント能力等の事業内容や環境配慮など、様々な視点から応募グループの提案を評価する必要がある。また、事業者の選定過程において、十分な競争性、透明性及び公正・公平性が求められることから、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する。

第3 審査の枠組み

審査は、「資格審査」と「事業提案審査」の2段階に分けて実施する。

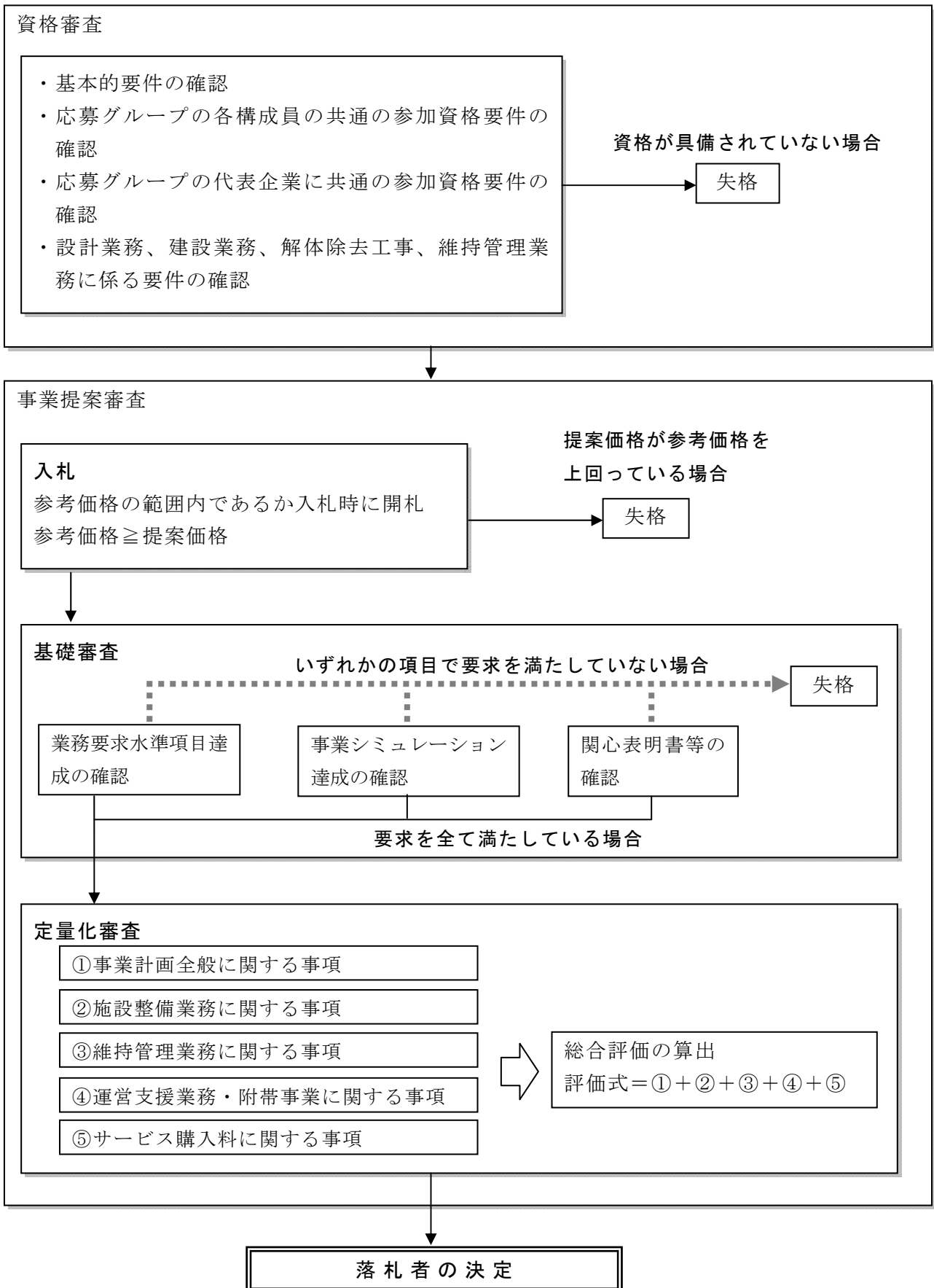
1 資格審査

資格審査では、応募グループの参加資格要件、業務担当者の法的要件等について確認する。

2 事業提案審査

事業提案審査では、入札（入札価格の確認）及び基礎審査（基礎審査項目の要件を満たしているかどうかの確認）を行い、要件をすべて満たしている場合、定量化審査により、評価に基づく各項目の得点の合計が最も高い提案を落札者として選定する（加算方式）。

第4 審査の流れ



第5 審査項目

1 資格審査の項目

(1) 基本的要件

- ア 本事業に係る業務に携わることを予定する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
- イ 本事業に係る業務に携わる応募グループの各構成員又は協力企業（協力企業とは、応募グループの各構成員以外の者で、事業開始後、事業者から本事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。）の企業名及び携わる業務等が明らかとなっていること。
- ウ 応募グループの各構成員のいずれかの企業が、他の応募グループの一員となっていないこと。

(2) 応募グループの各構成員と協力企業に共通の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 入札参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）において、債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- エ 確認基準日において、事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- オ 確認基準日2年以内に、銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更正（再生）手続の開始決定を受けた後、県の競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- カ 確認基準日6か月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更正（再生）手続開始の決定を受けた後、県の競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- キ 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
- ク 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- ケ 県が本事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託するアドバイザー契約を締結している企業又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
 - (ア) アドバイザリー業務に関与している者の発行済み株式数の50%を超える株式を有している者又はその出資総額の50%を越える出資をしている者。
 - (イ) 当該入札参加者の代表権を有する役員がアドバイザー業務に関与している者の代表権を有する役員を兼ねている者。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与している者とは、株式会社長大及び東京丸の内法律事務所をいう。
- ケ PFI法第7条の2の欠格事由に該当している者でないこと。

(3) 応募グループの各構成員に共通の参加資格要件

応募グループの各構成員は、神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者及びその営業を継承したと認められた者であること。

(4) 各業務を担当する者に係る要件

設計業務、工事監理業務、建設業務、解体除却業務及び維持管理業務を担当する者は、以下の要件を満たしていなければならない。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理業務と建設業務については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。

ア 設計業務を担当する者

次の(ア)と(イ)のいずれの要件も満たしていること。

なお、(イ)の要件については、複数者で設計を行う場合は、設計業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(イ) 延床面積 10,000 m²以上（主たる用途に限る）の庁舎の設計の実績を有する者であること。

イ 工事監理業務を担当する者

次の(ア)と(イ)のいずれの要件も満たしていること。

なお、(イ)の要件については、複数者で工事監理を行う場合は、工事監理業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。

(ア) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(イ) 延床面積 10,000 m²以上（主たる用途に限る）の庁舎の工事監理の実績を有する者であること。

ウ 建設業務を担当する者

次の(ア)から(ウ)のいずれの要件も満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

なお、土木一式工事と建築一式工事を複数者で分担して施工する場合は、担当する工事に係る許可を受けていればよいものとする。

(イ) 土木一式工事及び建築一式工事に関わる建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定される経営事項審査結果通知を受けている者であること。

なお、土木一式工事と建築一式工事を複数者で分担して施工する場合は、担当する工事に係る通知を受けていればよいものとする。

(ウ) 建設業法第 26 条に規定される主任技術者又は監理技術者として、参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な 3 か月以上の雇用関係を有するものを専任で配置できる者であること。監理技術者を配置する場合は、土木一式工事と建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有すること。また、監理技術者講習修了証の交付を受けていること（平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた場合は不要である。）。

なお、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又

は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えない。また、工事着手時において、上記候補者と同等の資格を要することを県が確認したうえで、候補者の変更を行うことを認める。

エ 解体除却工事を担当する者

(ア) とび・土工・コンクリート工事の資格を有し、かつ、施工可能な特殊工事として解体を競争入札参加資格者名簿に登録していること。

(イ) とび・土工・コンクリート工事に関わる建設業法第27条の23第1項に規定される経営事項審査を受けた者であること。

オ 維持管理業務を担当する者は、次の要件を満たしていること。

(ア) 延床面積 10,000 m²以上（主たる用途に限る）の庁舎の維持管理の実績を有する者であること。

なお、複数者で維持管理を行う場合は、維持管理業務を担当する者の代表者が実績を有していればよいものとする。

上記の項目をすべて満たしている者が、事業提案審査対象者となる。上記項目のうち一つでも条件を満たしていない場合は失格となる。

2 事業提案審査の項目

(1) 入札

応募グループの提案価格（20年間を通じたサービス購入料の総額）が、県の設定する参考価格の範囲内であるかを入札時に開札する。

ア 提案価格が参考価格の範囲内である応募グループ → 基礎審査へ

イ 提案価格が参考価格を上回っている応募グループ → 失格

※入札執行回数は1回とする。

(2) 基礎審査

応募グループの提案内容が、県が求める要件をすべて満たしていることを確認する。

次のいずれかの場合は失格となる場合がある。

- ・ 県が求める業務要求水準を満たしていない場合
- ・ 事業シミュレーションの内容が県の求める要件を満たしていない場合
- ・ 金融機関からの資金調達を前提に事業提案する場合で、金融機関からの関心表明書を添付していない場合

ア 業務要求水準項目達成の確認

〈評価方法〉

県が要求する業務要求水準を満たしているかについて、応募グループから提出された提案書の内容を、業務要求水準に基づき確認する。

応募グループの提案内容が県の要求する業務要求水準を満たしていない場合は失格となる場合がある。

〈確認項目〉

- (ア) 施設整備業務
- (イ) 維持管理業務
- (ウ) 運営支援業務

(エ) 附帯事業

イ 事業シミュレーション内容の確認

〈評価方法〉

応募グループから提案された提案価格について、下記の前提条件が正確に反映されているかを確認する。

当該前提条件が正確に反映されていない場合は、失格となる場合がある。

〈確認項目〉

確認項目及び内容は以下のとおり。

確認項目	内容
前提条件の反映に関する確認	物価変動率を見込まないで計算しているか。
	入札説明書で指定した基準金利を用いているか。
算出方法の確認	支払利息の計算方法が適正か。
	業務要求水準書を踏まえ、業務ごとに見積もった費用と合致しているか。

ウ 関心表明書等の確認

応募グループの提案内容が、金融機関からの資金調達を前提に計画されている場合には、資金調達を予定している金融機関からの関心表明書又は融資確約書が添付されていることを確認する。

(3) 定量化審査

〈評価項目と配点〉

大項目	配点	中項目	配点	小項目
① 事業計画全般に関する事項	●点	業務遂行体制	●点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業コンセプト ・業務遂行体制の考え方 ・各構成員の役割分担 ・県（県警）との連絡・協議体制 ・非常時対応の考え方
		資金調達計画、事業収支計画	●点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費及び維持管理・運営費の妥当性 ・適切な事業収支計画 ・返済計画の安定性（DSCR、LLCR の評価） ・適切・確実な資金調達方法（出資、借入、調達先、調達条件等）
		リスク管理、業務の品質確保	●点	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なリスク顕在時の対応策 ・追加的な保険付保等のリスク緩和措置 ・業務品質の低下、業績不振、破綻時のバックアップ体制 ・業務品質確保のためのマネジメント方策 ・適切なセルフモニタリング
		省エネ、光熱水費の削減	●点	<ul style="list-style-type: none"> ・県が負担する光熱水費等の削減への配慮 ・LCCO₂削減への配慮 ・その他、エネルギー使用量の削減や環境への配慮
		地域社会への配慮	●点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会への具体的な配慮方策
② 施設整備に関する事項	●点	施設の全体配置、施設の利用計画	●点	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、駐車場等の合理的な施設配置（建物の高さ・形状・位置等） ・地域の実態や周辺の景観等に配慮した施設計画、外観デザイン等 ・単純、明快かつ円滑な来場者動線及びサインの確保に関する提案 ・諸室配置の効率性、各室のつながり等、施設計画に関する提案 ・快適性、利便性、室内環境等の確保に関する提案 ・フレキシビリティの確保に関する提案 ・ユニバーサルデザインに関する提案
		構造・設備計画、防災計画	●点	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性、防災性、防犯性など、構造・設備における機能性、安全性の確保 ・躯体構造、建築材料及び設備機器の耐久性、耐用性、保全性（メンテナンス容易性）、ライフサイクルコスト低減等の経済性への配慮 ・大規模災害等発生時における防災及び施設利用（ライフライン確保等のための方策）への配慮
		環境への配慮及びライフサイクルコストの低減	●点	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全への配慮（CASBEE、積極的な緑地の確保等）、エネルギーの効率的利用及び資源の有効活用に関する提案 ・長期経済性への対応（ライフサイクルコストの縮減）に関する提案
建設業務に関する事項	●点	事業スケジュール及び施工計画	●点	<ul style="list-style-type: none"> ・期日までに竣工・引渡しを行うために確実かつ適切な施工工程・工法、仮設計画及び工種毎の施工計画 ・工期短縮の工夫 ・不測の事態が生じた場合にスケジュールを遵守するための信頼できる対策等 ・工事期間中の施設利用者への影響を最小限に抑えた施工計画

大項目		配点	中項目	配点	小項目
			周辺環境や地球環境への配慮	●点	<ul style="list-style-type: none"> 十分な交通安全対策及び工事に伴う近隣への影響を最小限に抑える建設・解体計画 事業地からの土砂搬出量の低減 リサイクル・リユースなど建設廃材の処理方法を十分考慮した解体計画
③	維持管理業務に関する事項	●点	維持管理業務全般	●点	<ul style="list-style-type: none"> 建物及び工作物等の維持管理業務の適切かつ的確な実施に関する考え方と計画内容 設備維持管理業務の適切かつ的確な実施に関する考え方と計画内容 外構等維持管理業務の適切かつ的確な実施に関する考え方と計画内容 環境衛生管理・清掃業務の適切かつ的確な実施に関する考え方と計画内容 その他業務（環境衛生管理・清掃業務・警備監視・駐車場管理・一般備品管理業務）の適切かつ的確な実施に関する考え方と計画内容 大規模修繕を見据えた事業期間全体の修繕計画 事業期間終了後の修繕計画
④	運営支援業務及び附帯事業に関する事項	●点	総合案内業務 飲食喫茶施設・売店等の運営業務、事業者からの提案による本施設に有用な業務	●点	<ul style="list-style-type: none"> 施設特徴を踏まえた提案 適切な厨房計画、運営計画及び採算性確保のための具体的な方策 利用者サービス向上のための具体的な方策 衛生管理等、適切な危機管理方策
⑤	サービス購入料に関する事項	●点		●点	
合計				●点	

〈評価式〉

総合得点＝①の得点＋②の得点＋③の得点＋④の得点＋⑤の得点

第6 定量化審査における得点化の方法

1 提案内容審査

審査項目の中項目別に、次に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。得点は、小数点第二位まで算定する。

なお、これらは、入札参加者間の相対比較ではなく、絶対評価の方法により行う。

(段階評価の方法) (5段階評価)

評価内容		点数化の方法
A	当該項目に関して特に優れている	当該項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	当該項目の配点×0.75
C	当該項目について優れている	当該項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	当該項目の配点×0.25
E	当該項目に優れているとはいえない	当該項目の配点×0.00

2 サービス購入料に関する事項

サービス購入料の総額が最も低いもの（第1位）を満点とし、次順位以下は次の計算例のとおりサービス購入料の総額の比率で減点する。なお、得点は小数点以下第三位を四捨五入する。

(計算方法)

$$\text{得点} = \text{●点} \times \frac{\text{最低入札金額}}{\text{当該応募グループの提示する入札金額}}$$

(計算例)

区 分	A社	B社	C社
金 額	▼億円	◆億円	△億円
得 点	○点 ●点×(△/▼)	○点 ●点×(△/◆)	○点 ●点×(△/△)

※上記金額は、あくまでも算定例。

第7 優秀提案の選定

上記の方法に従って定量化審査を行い、次の考え方により選定する。

- ・評価に基づく各項目の合計が最も高い提案を優秀提案とする。
- ・同点の場合は、以下の順位により、各項目の評価点に差が出るまで順次比較し、優劣を決定する。

- ①事業計画全般に関する事項
- ②施設整備業務に関する事項
- ③維持管理業務の全体計画に関する事項
- ④運営支援業務及び附帯事業に関する事項
- ⑤サービス購入料に関する事項

- ・すべての項目を比較しても同点の場合は、くじ引きにより優秀提案を決定する。

第8 評価委員会の役割

事業者選定にあたっては、神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業に係るPFI事業者選定評価委員会において、県が自ら行う以下の行為に対する意見聴取を行う。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 事業者選定方式の決定2 落札者決定基準の策定3 事業提案審査4 落札者の決定 |
|---|